高齢者福祉マップの見直しに係るあり方の整理について

【趣旨】
現在のマップは、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの連絡先掲載に始まり、事業紹介、マップ機能と多分野多機能型の情報誌として各センターが主に配布する形で使用されている。平成29年度に予定されている在宅介護支援センターの廃止と地域包括支援センターの増設を契機に、介護保険の制度改正※の内容も加味し、地域包括支援センターを中心に使用することを前提に、ツールとしての①機能の整理、②掲載内容の精査、③作成サイクルの確立を行い、以後PDCAサイクルにより効果的なツールとなることを目指す。

※平成26年6月26日成立の医療介護総合確保推進法による介護保険法の改正によって、市町村の必須事業として、在宅医療介護連携推進事業が位置づけられ、同事業の必須の取組みとして「ア　医療・介護資源の把握」「イ　医療介護連携の課題抽出・対応策の協議」が盛込まれた。

【現状分析と課題の洗出し】

【①機能の整理】
現在
- 連絡先掲載
- 事業所リスト
- 医療機関リスト

注1）

- 公共施設リスト
- 認知症ケアパス　注2）
- 事業説明
- 介護申請手順

【②掲載内容の精査】
現在のマップに搭載された機能の中のリスト及び一覧並びにケアパス等を以下の視点で整理する。
- ターゲット（主な配布先）
- 配布説明者（本ツールの主な使用者）
- 情報量
- 並び順
- 文字の大きさ
- 装飾のあり方

【③作成サイクルの確立】
現在
- 年度のいつ作るか不明
- 事業所リストの基準日不定
- 医療機関リストの基準日不定
- 事業内容説明は年度単位
- 各種リストの情報源が不明瞭

注1）在宅医療介護連携推進事業（介護保険法第115条の45第2項第4号により法定必須事業）
注2）認知症総合支援事業（介護保険法第115条の45第2項第6号により法定必須事業）

【上記を踏まえた今後の方向性】

【①機能の整理】
- 単ツール多機能型とし、複数としない。
- 法定必須事業はじめ、必要な機能から優先して積上げ方式で検討する。
- 現状以外でも必要な機能があれば優先順位に加える。

【②掲載内容の精査】
- 主なターゲットは「初めて医療・介護が必要になる人」（ファーストタッチ）とする。
- 主な使用者は包括とする。
- 情報量、並び順、文字の大きさ、装飾のあり方は上記2項目に最適化させる。

【③作成サイクルの確立】
- 年度毎に作成する。
- 基準日は1月1日とし、年度末に向けて翌年度配布用を作成する。
- マップの表紙に作成日を掲載する。
- 情報源は、医療機関は健康手帳と同等、事業所は県情報を参考にする。